介護保険は高齢者の安心をみんなで支えるしくみです

65歳以上の人 (第1号被保険者)

●自立した生活を送っている人 室蘭市等で実施している事業を利用できます。 (12~13ページ参照)

●支援や介護が必要な人

生活支援が必要な状態と認定(要支援1・2)された人や介護が 必要な状態と認定(要介護1~5)された人は、介護保険サービス を利用できます。(4~6ページ参照)また、基本チェックリスト で対象者に該当すると訪問型サービス、通所型サービスを利用でき ます。(6ページ参照)

HP上の「ささえあい l (PDFファイル)はス マートフォン等で拡大 できます。→→→





40歳~64歳までの人 (第2号被保険者)

- ●次の16種類の病気により介護が必要な状態と認定された人は、介護保険サービスを 利用できます。(4~6ページ参照)
- 1. がん末期
- 2. 関節リウマチ
- 3. 筋萎縮性側索硬化症
- 4. 後縦靱帯骨化症
- 5. 骨折を伴う骨粗鬆症
- 6. 初老期における認知症
- 7. パーキンソン病関連疾患
- 8. 脊髄小脳変性症
- ### 5 p うかんきょうさくしょう **存柱管狭窄症**

- 10. 早老症
- 11. 多系統萎縮症
- 12. 糖尿病性神経障害・腎症・網膜症
- 13. 脳血管疾患
- 14. 閉塞性動脈硬化症
- まんせいへいそくせいはいしっかん 15. 慢性閉塞性肺疾患
- 16. 両側の膝関節又は股関節に 著しい変形を伴う変形性関節症



【介護保険の利用】●サービス利用までの流れ ·······P	2~P3
【サービスの種類】●在宅サービス P.	4~P5
●施設サービス、介護予防サービス等 P!	5~P6
【サービス事業所】●室蘭市内事業所一覧 ······P	7∼P8
【利用者負担割合】●利用者負担割合	P9
●利用者負担の軽減制度 ············ P10)~P11
●室蘭市で実施している事業①	P12
●室蘭市で実施している事業②、社会福祉協議会で実施している事業	P13
【介 護 保 険 料】●介護保険料 ·····P14	~P16
【そ の 他】●介護保険に係る税控除について	
●お問い合わせ先	P16

サービス利用までの流れ

身体の状態等により利用できるサービスが3種類あります。日常生活に支障が生じ、介護や支援が必要になった時、不安に感じた時に下記へご相談ください。

※交通事故等で介護認定が必要となった場合は、介護保険係にご連絡ください。

①まず相談。

市役所本庁舎1階高齢福祉課・地域包括支援センター(3ページ)居宅介護支援事業所(3ページ)・介護保険施設(5、8ページ)へ

40歳~64歳の人



・医療保険の被保険者証を 持参してください。



②申請します。

要介護認定の申請

③認定調査を受けます。

認 定 調 査 ・市職員やケアマネジャーが訪問し、本人と家族等から心身の状態や生活の様子について聞き取りをします。

主治医意見書

・室蘭市が直接医師に依頼します。

介護認定審査会

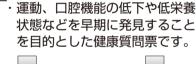
医療・保健・福祉の専門家が、介護の必要性や 程度、有効期限などを審査します

65歳以上の人

・介護保険被保険者証と医療保険の被保険者証 を持参してください。

へ渡サービスや へ 介護予防サービスを 利用したい人 訪問介護や通所介護 のみ利用したい人

基本チェックリストを受けます





自立した生 活が送れる 人

「えみなメイト (介護予防教室)」 などをご利用くだ さい(6ページ) 生活機能の 低下がみら れた人

④認定結果通知が届きます。

要介護1~5

介護サービスを利用することで生活機能の維持や改善をはかることが適当な人

要支援1.2

介護予防サービスなどを利 用することで生活機能が改 善する可能性の高い人

非該当(自立)

サービスは利用できません が、基本チェックリストを 受けることができます

介護サービス

在宅サービスの利用、介護 保険施設の入所申込ができ ます

介護予防サービス

在宅サービスを利用できます

介護予防・生活支援サービス事業

総合事業のサービスを利用できます

ケアプランについて

サービスを利用するために必要な計画書をケアプランといいます。認定結果が通知されたのち、居宅介護支援事業者(要支援 1・2の人は地域包括支援センター)に依頼して作成してもらいます。 ※施設入所して利用するサービスは、入所施設のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。施設以外でも、サービスによっては利用する事業所でケアプランを作成する場合があります。

地域包括支援センター

介護・福祉の専門家が高齢者の総合的な相談や支援を行います。お困りのことがあれば気軽にご相談ください。 (相談は無料)



- 健康について相談したい
- 介護予防に取り組みたい
- 要支援の認定を受けたの でサービスを利用したい

(介護老人保健施設憩 内)

- 介護保険のことを教えてほしい
- 振り込め詐欺や悪質な訪問販売 などの対処法を知りたい
- 近所の高齢者のことで相談したい

担当センター	電話番号・住 所	担 当 町 名
白鳥ハイツ	59-3100 室蘭市白鳥台4-8-1 (介護老人福祉施設白鳥ハイツ併設)	絵鞆町、祝津町、港南町、増市町、小橋内町、築地町、 本輪西町、幌萌町、神代町、香川町、陣屋町、白鳥台、 崎守町、石川町
母 恋	24-2112 室蘭市新富町1-5-13 (介護老人保健施設母恋内)	緑町、西小路町、沢町、幕西町、海岸町、中央町、 常盤町、清水町、幸町、本町、栄町、舟見町、山手町、 入江町、茶津町、新富町、母恋北町、母恋南町、 御前水町、御崎町、大沢町、輪西町、みゆき町
ことぶき	46-2121 室蘭市寿町1-5-26 (大川原脳神経外科病院 近く)	東町、寿町、日の出町、高砂町、水元町、天神町
憩(いこい)	41-3076 室蘭市知利別町1-45	中島町、中島本町、高平町、八丁平、知利別町、 宮の森町、港北町、柏木町

室蘭市内居宅介護支援事業所一覧 【要介護1~5に認定された人】 令和5年3月末現在

名 称	住 所	電話番号
エンルムハイツ	祝津町3-16-32	27-5500
ケアプランナー	祝津町2-5-6	84-5126
SOMPOケア室蘭入江	入江町1-11	48-0207
日鋼記念	新富町1-5-13	25-3456
K&K	母恋北町2-3-18	24-5522
しらかば	大沢町2-26-6	43-9221
勤医協室蘭	輪西町2-3-17	46-6465
ことぶき	寿町1-5-26	44-3201

名 称	住 所	電話番号
憩	知利別町1-45	41-3078
わっく室蘭	高砂町1-10-17	45-2041
ニチイケアセンター室蘭たかさご	高砂町4-32-13	42-2115
エバーグリーン	八丁平4-16-12	84-5570
コスモス悠	本輪西町3-16-8	58-1088
ケアプランセンターこころ	白鳥台5-1-3	50-3800
太平洋	白鳥台5-19-2	59-6561
おたがいサロン	白鳥台5-20-1	50-3890

介護保険サービス

在宅サービス

訪問を受けて利用するサービス

※ [地域密着型]: 地域密着型サービスは原則、室蘭市民の利用のみ

訪問介護(ヘルパー) 要介護1~5

ホームヘルパーが家庭を訪問し、 できるだけ居宅で、本人の能力に 応じ自立した日常生活が営めるよ うに、食事・排せつなどの身体介 護や、掃除・洗濯などの生活援助 を行います。

(要介護1以上の人は通院などを目 的とした乗降介助も利用できま す。)

訪問入浴介護

要介護1~5 要支援1・2

入浴が困難な寝たきりの人などの 家庭に、浴槽を積んだ入浴車で訪 問し、入浴の介助を行います。

訪問

要介護1~5

リハビリテーション 要支援1・2

理学療法士・作業療法士・言語聴 覚士が、家庭を訪問し、リハビリ をします。

訪問看護

要介護1~5 要支援1・2

看護師などが家庭を訪問し、病状 を観察したり、療養上の世話や診

居宅療養管理指導

要介護1~5

要支援1・2

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄 養土などが家庭を訪問し、在宅療 養上の管理や指導を行います。

サービス事業所に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

要介護1~5

療の補助を行います。

日帰りでデイサービスセンターに通い、食事・入浴など日 常生活上の世話と機能訓練などのサービスを受けます。

地域密着型诵所介護 (地域密着型デイサービス)

地域密着型 要介護 1~5

定員18名以下の小規模なデイサービスセンターで、食事、入 浴など日常生活上の世話と機能訓練などを受けられます。

通所リハビリテーション(デイケア)

要介護1~5

要支援1・2

日帰りで医療機関や老人保健施設などに通い、リハビ リテーションを受けます。

認知症対応型通所介護

要介護1~5 地域密着型

要支援1・2

認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護 です。

在宅での生活を支えるサービス

住宅改修費

要介護1~5

要支援1・2

手すりの取り付けなどの改修費として20万円を 上限に、利用者負担分の1割~3割(9ページ参 照)を除いた金額を申請により支給します。

- ・廊下や階段、浴室などの手すり取り付け
- ・段差解消のためのスロープ取り付け
- ・滑り防止のための床材変更
- ・引き戸への扉の取り替え
- ・和式から洋式への便器取り替えなど

◎注意事項

・本人が住民登録をしている 家屋が対象となります。

・工事前に市の事前審査が必要になります。 事前申請を行わずに改修工事をされたものに は、改修費用を支給できません。工事を始める 前にまずはケアマネジャー、地域包括支援セン ターなどにご相談ください。

特定福祉用具 要介護1~5 購入費 要支援1・2

日常生活の自立に必要な用 具について、購入費として 1年間10万円を上限に、利 用者負担分の1割~3割(9) ページ参照)を除いた金額 を申請により支給します。

- ·入浴補助用具
- ・腰掛便座
- ・特殊尿器 など

◎注意事項

・指定事業者から購入しな ければ介護保険給付の対象 になりません。ケアマネジ ャー、地域包括支援センタ ーなどにご相談ください。

福祉用具貸与 要介護1~5 **(レンタル)** 要支援1・2

心身の状態に応じて、日常 生活の自立を支援する用具 (ベッド、車いすなど) の貸 与(レンタル)を行います。 介護度・心身の状態により、 対象外種目があります。



短期間、施設に入所して利用するサービス 認知症の人が共同生活で利用 (ショートステイ)

短期入所 [生活・療養]介護 (ショートステイ)

要介護1~5 要支援1・2

一時的に家庭での介護が困難となった時に、介護保険 施設などに短期間入所して介護や療養を受けられます。

诵い・訪問・泊まりを組み合わせたサービス

小規模多機能型居宅介護

要介護1~5 地域密着型

要支援1・2

通所を中心として、利用者の状況や希望に応じて訪問 や宿泊を組み合わせて居宅生活の継続を支援します。

看護小規模多機能型居宅介護(地域密着型) 要介護1~5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複 合型サービスで、介護と看護のケアが受けられます。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

地域密着型 要支援

要介護1~5

認知症の人が家庭的な環境の下で共同生活を送りなが ら、介護や機能訓練を受けられます。(要支援2以上)

有料老人ホームなどで介護や支援を受ける サービス

特定施設入居者生活介護

要介護1~5

要支援1・2

養護老人ホーム、ケアハウス及び有料老人ホームなど に入居して介護が必要になった場合、介護や日常生活 上の支援などを受けられます。

地域密着型特定施設 入居者生活介護

地域密着型 要介護 1~5

定員29名以下の小規模ケアハウス等に入居して、介 護、機能訓練及び療養上の世話を受けられます。(要 介護1以上)

施設サービス

介護や医療の必要性が高い人のために介護保険施設に入所して利用するサービスです。サービスに係る負担割合分 以外に、居住費・食費・日常生活費がかかります。ケアプランは入所した介護保険施設で作成してもらいます。

いつも介護が必要な人のための施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

要介護3~5

常に介護が必要で、在宅での介護が困難な人が入所し ます。 (原則要介護3以上)

在宅生活への復帰をめざす施設

介護老人保健施設(老人保健施設)

要介護1~5

病状が安定している人で家庭に戻れるようにリハビリ テーションや看護を受ける人が入所します。(要介護 1以上)

長期療養と介護が必要な人の施設

※現在室蘭市内には下記の施設はありません。

介護療養型医療施設

要介護1~5

治療だけでなく長期にわたる療養や介護が必要な人が 入院します。 (要介護1以上)

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

(特別養護老人ホーム)

地域密着型 要介護3~5

定員29名以下の小規模な特別養護老人ホームです。 できるだけ居宅の生活への復帰を念頭に置いて、入 浴、排泄、食事等の介護や機能訓練などを受けられま す。 (原則要介護3以上)



介護医療院

要介護1~5

長期にわたり療養が必要な人に医療・介護を提供する だけでなく機能訓練・日常生活の世話をする施設。 (要介護1以上)

介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)

要支援 1・2 と認定された方や基本チェックリストを受けて「介護予防・生活支援サービス事業対象者」に該当された方が、地域包括支援センターの職員などと相談し、ケアプランを立てた上で利用できます。

訪問型サービス

訪問介護(ヘルパー)

訪問介護事業所によるサービス ホームヘルパーが家事援助や身体介護を行います。

※利用者の自立支援のためにお手伝いします。 家族の食事準備など本人以外のためにする ことや日常生活上の家事の範囲を超えるこ となどは対象外です。

通所型サービス

通所介護

通所介護事業所によるデイサービス 機能訓練・レクリエーションを日帰りで利用 入浴や食事のサービスを受けることもできます。 送迎あり

お元気くらぶ

整骨院で6か月間の24回コースで1回2時間程度、柔道整復師などの専門職員が運動や口腔機能向上、栄養改善の講座を行い、機能回復を図るサービス。入浴や食事のサービスはありません。送迎あり1回500円

介護予防教室

えみなメイト(介護予防教室)で元気になろう!

対象者:65歳以上の方

●会場

市内25か所(町内会館など) お近くの会場でご参加ください。

●内容

各会場毎月1回

軽い運動、レクリエーションや健康の話などの 講座を開き、参加者間の交流を図ります。





■詳しくは「広報むろらん」や ホームページ等でお知らせし ます。こちらからアクセス↑

施設及び住宅

施設の概要を簡潔に説明することを目的に掲載しており、各施設・住宅によってサービスは異なりますので、詳しくは各施設・住宅へお問い合わせください。(8ページ参照)

■ケアハウス

身体機能の低下等で自立した日常生活を営むことに不安があると認められた人で、家族による援助が困難な人が入所できる居住施設

■介護付有料老人ホーム

介護等のサービスが付いた高齢者向け居住施設

■養護老人ホーム

環境上の理由や経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者が市の措置により入所する居住施設

⇒介護が必要となった場合、施設が提供する介護サービスである「特定施設入居者生活介護」 を利用しながら、生活を継続することが可能

■軽費老人ホーム

低所得で自立した日常生活を営むことが難しい 高齢者の生活を支える居住施設

■住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居 住施設

■サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して居住できる賃貸等住宅。状況 把握や生活相談のサービス有り

⇒介護が必要となった場合、入居者自身の選択でケアマネジャーと契約し、介護保険の在宅サービスを利用しながら生活を継続することが可能

在宅サービス

■訪問介護(ヘルパー)…総合事業含む

名 称	住 所	電話番号
丸京	小橋内町1-28-24	84-4129
ミヤロ care center in Blossom	沢町8-19	22-5422
ニチイケアセンター室蘭ふなみ	舟見町1-6-1	25-1115
SOMPOケア室蘭入江	入江町1-11	24-8311
しらかば	大沢町2-26-6	43-9224
訪問介護ステーション 北斗の自立支援介護	母恋北町1-5-11	22-7722
ヘルパーステーション癒庵(ゆ〜あん)	御前水町2-16-3	84-8850
※勤医協むろらん	輪西町2-3-17	45-6805
◎サポート室蘭	輪西町2-12-15	46-4363
ひまわり	寿町1-1-9	83-7657
SOMPOケア室蘭寿	中島町3-40-11	41-3082
アースサポート室蘭	寿町3-23-8	47-9900
介護サービス秀楽園	宮の森町4-2-8	83-6263
わっく室蘭	高砂町1-10-17	45-2034
ニチイケアセンター室蘭たかさご	高砂町4-32-13	42-2115
コスモス愛	本輪西町3-16-8	58-1088
※泉寿園	柏木町38-25	55-0212
高橋介護サービス	白鳥台1-30-9	59-6181
こころ	白鳥台5-1-3	50-3800

※印は11ページの法人軽減実施

◎印は福祉有償運送事業者

■居宅療養管理指導については、医療機関にご相談ください。

■通所介護(デイサービス)…総合事業含む

	. ,	
名 称	住 所	電話番号
※みたらの杜	絵鞆町2-22-37	26-2150
※エンルムハイツ	祝津町3-16-32	27-5544
ニチイケアセンター室蘭ふなみ	舟見町1-6-1	25-1115
※勤医協むろらん	輪西町2-3-17	46-6466
きたえる~む室蘭輪西	輪西町2-8-13	83-5202
※かがやき	東町4-20-8	44-0012
ツクイ東室蘭	寿町1-7-12	41-5000
SOMPOケア室蘭	寿町2-8-16	43-8261
ニチイケアセンター室蘭たかさご	高砂町4-32-13	42-2115
きたえる~む室蘭	水元町3-5	50-6331
※泉寿園	柏木町38-25	58-3210
※白鳥ハイツ	白鳥台4-8-1	59-6602
こころ	白鳥台5-1-3	50-3800
おたがいサロン	白鳥台5-20-1	50-3890

■通所リハビリ(デイケア)

名 称	住 所	電話番号
母恋	新富町1-5-13	25-2121
憩	知利別町1-45	41-1511
エバーグリーンハイツ室蘭	八丁平1-49	46-4500
コラソン	白鳥台5-19-2	59-2211

■訪問入浴

名称	住 所	電話番号
SOMPOケア室蘭入江	入江町1-11	48-3711
アースサポート室蘭	寿町3-23-8	47-9900

■訪問リハビリテーション

名 称	住 所	電話番号
母恋	新富町1-5-13	25-2121
大川原脳神経外科病院	寿町1-10-1	44-1519
製鉄記念室蘭病院	知利別町1-45	41-3075
エバーグリーン	八丁平1-49	46-4500
室蘭太平洋病院	白鳥台5-19-2	59-2211

■訪問看護(ステーション)

名 称	住 所	電話番号
母恋	新富町1-5-13	22-1140
K&K	母恋北町2-3-18	24-5522
勤医協むろらん	輪西町2-3-17	45-6737
SOMPOケア室蘭寿	中島町3-40-11	41-1022



福祉有償運送については ホームページを確認 こちらからアクセス⇒



■地域密着型通所介護(地域密着型デイサービス)

名 称	住 所	電話番号
○はるはる	築地町89-107	23-8686
らいふてらす室蘭武揚	栄町2-6-43	84-8276
※いきがい	新富町1-2-2	22-0150
○K&K	母恋北町2-3-1	25-5522
○しらかば	大沢町2-26-6	43-9220
○秀楽園	宮の森町4-2-8	83-6181
○サンライズ	高砂町1-2-8	41-5523
○わっくの家	高砂町1-10-17	45-2034
○きらめきの駅	八丁平5-18-6	41 – 5551
○カラダラボ室蘭港北店	港北町4-18-10	84-1889
○ゴチャマーゼ	中島町1-8-5	84-9783
○つくし室蘭	水元町41-7	84-6522
さんさん	水元町6-16	44-5576

○は総合事業を実施している事業者

■認知症対応型通所介護

名 称	住 所	電話番号
※かがやき	東町4-20-8	44-0012

■福祉用具

名 称	住 所	電話番号
マルキタ室蘭店	中央町3-5-12	25-2588
ムトウ室蘭支店	中島町4-7-11	45-8385
みるて	高砂町4-34-1	47-1080
エア・ウォーター・ライフサポート	港北町1-2-20	55-8266

室蘭市内介護保険サービス事業所一覧

令和5年3月末現在

■短期入所(ショートステイ)

名 称	住 所	電話番号
※みたらの杜	絵鞆町2-22-1	26-2700
※エンルムハイツ	祝津町3-16-32	27-5577
さわやか室蘭館	幸町9-8	83-5200
母恋	新富町1-5-13	25-2121
憩	知利別町1-45	41-1511
エバーグリーンハイツ室蘭	八丁平1-49	46-4500
※白鳥ハイツ	白鳥台4-8-1	59-3033

■小規模多機能型居宅介護

名 称	住 所	電話番号
みたらの杜	絵鞆町2-22-3	26-3335
くらしさ室蘭	幸町12-10	24-9043
デイホームやちよ	大沢町2-26-4	41-1717
ニチイケアセンター室蘭	中島町3-19-5	41-2050
癒庵 (ゆ〜あん)	御前水町2-16-3	50-6886

■看護小規模多機能型居宅介護

名	称	住	所	電話番号
つむぎ		東町5-3	-5	84-5205

■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

名 称	住 所	電話番号
みたらの杜	絵鞆町2-22-3	26-3330
あさひの家室蘭	緑町3-6	24-7717
さわやかグループホームむろらん	幸町9-5	24-1122
くらしさ室蘭	幸町12-10	24-9043
ひだまりの家	御崎町2-10-19	23-2800
やちよ	大沢町2-26-15	41-7200
輪西	みゆき町1-7-9	84-1668
グッドケア東町	東町3-21-3	46-6400
ゆうゆう	日の出町2-2-27	41-5100
ニチイケアセンター室蘭	中島町3-19-5	41-1711
「和」みずもと	水元町53-12	84-8677
フォレスト柏木	柏木町45-10	58-3200
白鳥台	白鳥台5-20-10	59-1165
		<u> </u>

■地域密着型特定施設入居者生活介護

名 称	住 所	電話番号
ケアハウス絆	新富町1-2-32	83-6511
白鳥の丘	白鳥台5-18-5	59-2100

施設サービス

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

名 称	住 所	電話番号
※みたらの杜	絵鞆町2-22-1	26-2700
※エンルムハイツ	祝津町3-16-32	27-5577
※白鳥ハイツ	白鳥台4-8-1	59-3033

■地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護(特別養護老人ホーム)

名 称	住 所	電話番号
※舟見の杜2014	舟見町1-13-3	25-7700

※印は11ページの法人軽減実施

■老人保健施設

名 称	住 所	電話番号
母恋	新富町1-5-13	25-2121
憩	知利別町1-45	41-1511
エバーグリーンハイツ室蘭	八丁平1-49	46-4500

最新の室蘭市内介護保険 サービス事業所一覧はHPを ご確認下さい。こちらから⇒



【その他】介護認定の有無によらず選べる施設・住宅

■ケアハウス

名 称	住 所	電話番号
ふれあい母恋	新富町1-2-22	24-2011
オパール八丁平	八丁平3-22-15	84-1220
オパール室蘭	高平町16-8	46-6150

■介護付有料老人ホーム

名 称	住 所	電話番号
さわやか室蘭館	幸町9-8	83-5200
チエロ	中島町1-8-5	41-1001
さわやか室蘭弐番館	天神町27-2	35-9006

■養護老人ホーム

名 称	住 所	電話番号
あいらん	祝津町3-16-47	27-2018
※入所相談等は福祉総務係(☎25-2872)へお問い合わせください。		

■高齢者向け賃貸住宅

名 称	住 所	電話番号
高齢者向け優良賃貸住宅すずらん	新富町1-2-2	24-2011
しらかば	大沢町2-26-6	43-9224

■軽費老人ホーム

名 称	住 所	電話番号
泉寿園	柏木町38-1	55-3771

■住宅型有料老人ホーム

名 称	住 所	電話番号
くらしさ母恋	母恋南町2-19-1	23-9043
やちよ二番館	大沢町2-26-4	41-1717
ハートケアホーム中島	中島町2-21-12	43-8377
秀楽園	宮の森町4-2-8	83-6263

■サービス付き高齢者向け住宅

名 称	住 所	電話番号
秀楽園Ⅱ	宮の森町4-2-8	83-6263
きらめきの駅	八丁平5-18-6	41 - 5551
おたがいサロン	白鳥台5-20-1	50-3890

名 称	住 所	電話番号
ホットライフ壱番館	崎守町143	59-7555
複合型シニアマンションこころ	白鳥台5-1-3	50-2311

利用者負担割合

介護保険負担割合証

介護保険サービスを利用するときの利用者負担割合が下表の基準により異なります。すでに要介護認定を受けている人・総合事業対象者には、毎年7月下旬に利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を郵送いたします。新規に要介護認定を受けた人には、被保険者証と一緒に郵送いたします。介護保険サービスを利用する際は、「介護保険負担割合証」を事業者に提示してください。

負担割合	所得基準
3 割	次の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」 が、単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上
2 割	3割に該当しない人で、次の●❷の両方に該当する場合 ●本人の合計所得金額が160万円以上 ❷同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」 が、単身で280万円以上、2人以上の世帯で346万円以上
1 割	上記以外の人 (※第2号被保険者は1割負担)

[※]高額介護サービス費(次のページ参照)の支給による負担上限があるため、所得の高い利用者 全員が2・3倍の負担になるわけではありません。

サービス利用の限度額

○在宅サービス・介護予防サービスを利用した場合

介護認定を受けて介護保険サービスを利用する場合、利用できる金額は要介護度でとに上限が決められています。

居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づき上限額の範囲内で必要なサービスを利用し、利用したサービスの介護保険負担割合証に記載された割合が自己負担となります。

介護サービス費用

支給限度額

利用者負担(1割~3割) / 超えた分 /

自己負担分

- ■特定福祉用具購入
- ■住宅改修費の支給
- ■居宅療養管理指導などは 支給限度額に含まれません。

★1か月あたりの在宅サービスの利用限度額★

状態区分	要支援1	要支援2	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービスを利用できる 上限額	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
上限額までサービスを 利用した場合の本人負 担額(1割負担の場合)	5,032円	10,531円	16,765円	19,705円	27,048円	30,938円	36,217円

○施設サービスを利用した場合 ※施設サービス等には利用限度額はありません。

施設サービス費用の利用者負担分と居住費(滞在費)、食費、日常生活費が自己負担となります。

利用者負担

+ 居住費 + 食

食費

日常 生活費

制度 利用者負 担の軽 減

高額介護(予防)総合事業サービス費

1 か月に支払う、介護サービスにかかる利用者負担額(負担割合証に記載された割合分 の金額)が一定額を超えた場合、申請により超えた額が「高額介護(予防)総合事業サービ ス費」として払い戻されます。下表の利用者負担段階によって限度額は異なります。

□利用者負担の上限額(月額)

負担段階		負担区分条件	
第1段階		・生活保護を受けている人等	15,000円
第2段階	世帯全員 が市民税 非課税	・「課税年金収入と合計所得金額」の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金を受けている人	15,000円 「個人」※ 1 24,600円 【世帯】※ 1
第3段階		・第1・2段階以外の人	24,600円
		・世帯に年収約770万円以上(課税所得380万円)の第1号 被保険者がいない人	44,400円
第4段階	市民税課 税世帯	・世帯に年収約770万円以上1,160万円未満(課税所得380 万円以上690万円未満)の第1号被保険者がいる人	93,000円
		・世帯に年収約1,160万円以上(課税所得690万円以上)の 第1号被保険者がいる人	140,100円

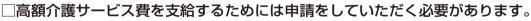
※ 1 世帯:住民基本台帳上の世帯で、介護サービスを利用した人全員の負担上限額(合計)

個人:介護サービスを利用した本人の負担上限額

「このような費用は対象となりません」

- ●福祉用具購入費の利用者負担分
- ●居住費(滞在費)・食費・日常生活費など
- ●住宅改修費の利用者負担分





高額介護(予防)サービス費の支給申請については一度の申請で、その後は申請不要となり、 高額介護(予防)サービス費が発生した月は、申請時に指定した口座に自動的に支給します。

申請書はこちらから印刷できます。→→

「高額介護サービス費支給申請書(償還払い)」のファイルから申請書を印刷し、記 載例を参考の上、ご記載いただき、介護保険係の窓口または郵送にてご提出下さい。

提出先:室蘭市役所本庁舎1F 高齢福祉課介護保険係

住 所: 〒051-8511 室蘭市幸町1番2号





高額医療・高額介護合算制度

各医療保険における世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間(12か月間)に利用した 医療保険と介護保険による自己負担額の合計(高額介護(予防)・総合事業サービス費として払い 戻された額、福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担額、施設サービスの食費・居住費・日常 生活費などは除く)が、自己負担限度額を超える場合に、申請により超えた額が高額医療合算介 護(予防)・総合事業サービス費として払い戻されます。

※申請方法:被保険者の加入している医療保険の窓口にて受け付けますので、詳しくは医療保険 者(国民健康保険、後期高齢者医療制度、お勤め先の健康保険など)にお問い合わせ ください。

特定入所者介護(介護予防)サービス費

介護保険サービスにおいて、「食費」・「居住費(滞在費)」は、保険給付の対象外ですが、所得の低い人には自己負担が重くならないように、下表のとおり負担段階によって限度額を設定しています。

第1・2・3段階に該当する人は、**利用する月の末日までに申請(介護保険負担限度額認定申請)が必要**です。※居住費の負担限度額は居室の種類によって異なります。

□1日あたりの居住費・食費の自己負担額

		7500 0 000	^ #	居住費		
負担段階	負担区分条件(※3)	預貯金等の 資産の状況	食 費 ()内は	多 床 室		
		(*4)	ショートステイ	特養等(※2)	老健·療養等(※2)	ユニット型個室
第1段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ・生活保護を受けている人	単身: 1,000 万円以下 夫婦: 2,000 万円以下	300円	O円	0円	820円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 「年金収入(※1)と合計所得金額」の合 計が80万円以下の人	単身:650万 円以下 夫婦:1,650 万円以下	390円 (600円)	370円	370円	820円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 「年金収入(※1)と合計所得金額」の合 計が80万円超120万円以下の人	単身:550万 円以下 夫婦:1,550 万円以下	650円 (1,000円)	370円	370円	1,310円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、 「年金収入(※1)と合計所得金額」の合 計が120万円超の人	単身:500万 円以下 夫婦:1,500 万円以下	1,360円 (1,300円)	370円	370円	1,310円

- ※1 年金収入とは、課税年金(国民年金や厚生年金等)と非課税年金(障害年金や遺族年金)の合計を指します。
- ※2 特養等…介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(特別養護老人ホーム)を指します。
- 老健・療養等…介護老人保健施設、介護療養型医療施設を指します。 ※3 住民上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚を含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合は対象外)の所得も判断材料とします。
- ※4 第2号被保険者の「預貯金等の資産の状況」については、第1段階の要件(単身1,000万円以下、世帯2,000万円以下)をすべての負担区分条件で適用となります。

《預貯金の対象範囲について》

対象となるもの	対象外となるもの
· 預貯金 (普通預金、定期預金)、投資信託、有価証券	・生命保険等
・その他(現金・負債(住宅ローン)等)	・貴金属・その他の動産

◎不正行為への加算金

- ・偽りその他の不正行為により、特定入所者介護(介護予防)サービス費を受給した場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を課すことがあります。
- □特定入所者介護サービス費が非該当の場合となることによって、 生活困窮となる可能性がある場合は「特例減額措置」が受けられる可能性があります。

世帯(世帯分離している配偶者を含む)に市民税課税者がいる方や預貯金等の上限額で非該当の場合、食費と居住費が減額されませんが、高齢夫婦等の世帯で、世帯員が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、他の世帯員が生活困難となる場合等には、特例減額措置として食費と居住費が軽減される制度です。 ※短期入所生活介護(ショートステイ)の利用は対象外

その他利用者負担軽減制度

①社会福祉法人による利用者負担軽減

社会福祉法人(室蘭市内の事業所については7・8ページ※印の事業所)が実施する下記の介護保険サービスの利用に限り、市民税非課税世帯で該当条件を全て満たす人について、利用者負担の一部を申請により軽減します。

②災害や特別な事情による利用者負担減免

- ・第 1 号被保険者または主たる生計維持者が、天災・火災などにより財産について著しい損害を受けたとき
- ・主たる生計維持者が、病気・負傷・死亡により収入が著しく減少したとき
- ・主たる生計維持者が、倒産・失業などにより収入が著しく減少したとき

「特例減額措置」やその他利用者負担軽減制度①、②の詳細についてはHPをご覧ください。

※生活困窮を確認するため、収入状況や預貯金調査などを行います。 で不明な点につきましては介護保険係にお問い合わせください。





室蘭市で実施している事業①

お問い合わせ先:高齢福祉課介護認定係(☎25-2861)

緊急通報システム

●内容:緊急時の通報が困難な人に緊急通報装置を貸し出し、緊急時にはガードマンがかけつけます。※鍵は業者に預けます。

また、健康相談も受け付けます。

●対象:病弱で緊急時の連絡が困難な65歳以上の高齢者世帯の人(費用負担あり)

認知症高齢者等事前登録

●内容:独りで出歩く心配のある高齢者等の名前、特徴、写真などの情報を事前に市に登録しておき、 行方不明になった場合に関係機関に情報を発信し、 早期発見・保護に役立てます。登録希望の方はご 相談ください。

認知症サポーター養成講座

●内容:認知症の理解と対応法を学ぶ講座です。受講を希望される人はお問い合わせください。

あったか移送サービス

●内容:寝たきりで移送が必要な人の通院・入退 院等(入院中の帰宅を含む)の移送費を助成します。

●対象:要介護4・5の認定を受けている寝たきりの人

家族介護用品助成

●内容:寝たきりの人を介護している同居家族に 介護用品購入券を交付します。

●対象:65歳以上で要介護4・5の認定を受けている人を介護している人で、市民税非課税世帯の人

●支給額: 1月当たり 8,400円

●支給対象物品:紙おむつ、尿取りパッド、使い 捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー

オレンジカフェ

認知症の人や家族、地域住民や専門職などが気軽に集い、交流を楽しむ他に、専門職によるミニ講座や相談などを実施しています。参加希望の方は下記会場へお問い合わせください。



名 称	住 所	実施日	電話番号
ふなみカフェ	舟見町1-13-3 (特別養護老人ホーム 舟見の杜2014内)	第4月曜日 13:00~15:00	25-7700
カフェちえろ	中島町1-8-5 (介護付有料老人ホーム チエロ内)	毎月最終水曜日 13:30~15:30	41-1001
おたがいサロンの喫茶店	白鳥台5-20-1 (サービス付き高齢者向け住宅 おたがいサロン内)	毎週月曜日 13:00~15:00	50-3890
きずなかふぇ	新富町1-2-32 (ケアハウス絆 内)	第3水曜日 13:30~15:30	83-6511
黒猫屋	高砂町1-44-13 (カフェ&バー 黒猫屋)	第3金曜日 13:30~15:30	090-1644-7980



室蘭市で実施している事業(2)

お問い合わせ先:高齢福祉課福祉総務係(☎25-2872)

高齢者住宅改修補助事業

●内容:自宅で手すりの取り付けや段差解消など の住宅改修を行う場合、所得に応じて改修費(上 限額: 15万円)の7割~9割を助成します。

●対象:65歳以上(75歳以上の人を優先して受 け付けます)

※丁事前に高齢福祉課福祉総務係へご連絡ください。

緊急情報記録票

●内容:かかりつけ医や緊急連絡先を記入した用 紙を冷蔵庫に貼っておき、救急搬送が必要な場合 に、救急隊が救命活動に活用します。

●対象:原則65歳以上の人

鍵の預かり先登録

●内容:鍵を預けている方を事前に登録しておき、 安否確認や救急搬送が必要な場合に対応します。

●対象:原則65歳以上の人

単身老人福祉住宅 (舟見町)

●内容:健康で日常生活に支障がなく、住宅に困 窮している方が入居するアパートです。

●対象:60歳以上で一人暮らしの人

高齢者外出支援事業

●内容:社会参加の促進や閉じこもりの防止など を目的に道南バスが発売する「ふれあいパス」購 入費より500円を助成します。

また、「ワンコインパス」は市内間の1乗車区間の運賃を100円に助成します。

●対象:室蘭市内に在住の満70歳以上

自動車運転免許を自主返納する方は、初回購入す る「ふれあいパス」購入代金(1ヶ月分4,580 円) 又は、「ワンコインパス」の購入代金3.000 円(4月~6月は1年間分、7月以降は半年分)の どちらか一方を助成します。

※制度に関するお問い合わせ先は高齢福祉課福祉 総務係:電話25-2872

購入に関するお問い合わせ先は道南バス㈱:電話 45-2131

運転免許証の自主返納に関するお問い合わせ先は 室蘭警察署:電話46-0110

介護マーク

●内容:外出先で介護をする際、トイレ介助や下 着の購入など、周囲からの誤解を招くことのない よう、「介護中」マークのベスト、及びプレート を貸出します。

ごみ等の戸別収集

●内容:家庭から排出されるごみを、所定のごみステーションに搬出することが困難な高齢者や障が い者に対し、自宅の玄関先等へ収集にうかがいます。

●対象:ごみステーションへの搬出が困難で下記の条件に該当する、市内に居住するひとり暮らしの 人、又は同居の家族や周囲の人から、ごみの搬出支援を受けることが困難な人。

・総合事業対象者、介護認定又は障害者支援区分の認定を受けている人。

社会福祉協議会で実施している事業 (東町2丁目3番3号 ☎83−5031)

車いすの貸出し(無料)

●内容:車いすを最大4か月貸出します。

●対象:一時的に車いすを必要とする人(ケガ・旅行など)

尿とりパッドなどの 支給(無料)

●内容: 尿とりパッドまたは紙おむつや清拭布を支給します。

●対象:要介護4以上の在宅者で、市の家族介護用品助成を受けていない人 ※清拭布は要介護認定に関わらず在宅・施設入所等で必要な人へ支給します。

布団乾燥サービス(無料)

●内容:布団の洗濯や乾燥を行います。

●対象:要介護4以上の寝たきりの人(65歳以上)、体幹・下肢障害2 級以上の寝たきりの人

自動消火器・火災警報器 設置助成(無料)

●内容:対象者が在宅する世帯の自動消火器等の設置を助成します。

●対象:要介護4以上の寝たきりの人(65歳以上)、体幹・下肢・視覚障害1 級、聴覚障害2級の人、要介護1以上のひとり暮らしの人(65歳以上)

介護支援ボランティア

●内容:介護施設・高齢者字等でのボランティア活動を通して、健康づく りに役立てる事業です。活動時間に応じて換金できるポイントが付与されます。

●対象: 65歳以上の室蘭市民(要支援・要介護認定者・総合事業対象者は除く)

●内容:専門相談員が成年後見制度に関する説明や利用手続き等に

成年後見支援センター (専用電話:83-5062)

ついての相談を受けます。また、成年後見制度の普及や啓発を目的 に出前講座も行います。

※成年後見制度とは…認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が日常生活を過ごす上で不利益を被らないよ う、その人の権利や財産を守るため家庭裁判所が後見人等を選任し 支援する制度です。

第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

65歳以上の人の介護保険料は、高齢者数や介護保険サービスにかかる費用の総額を見込み、3年に一度見直し を行い、世帯の市民税課税状況や本人の前年の所得に応じて、段階別に振り分けを行ったうえで保険料を定めて います。

令和5年度の保険料は下表のとおりです。室蘭市の介護保険料は全道平均よりも低い金額に設定されています。

/口『全业》(八7比	左眼/见伦蚁(xy 1)		保険料段階の条件
保険料段階	年間保険料(※1)	世帯の市民税課税状況	所得やその他の条件
第1段階	15,900円	全員非課税	・老齢福祉年金受給者・生活保護受給者・合計所得金額(※2)+課税年金収入額(※3)が年間80万円以下
第2段階	26,500円		· 合計所得金額 (※2) + 課税年金収入額 (※3)が年間80万円超~120万円以下
第3段階	37,100円		・上記以外の世帯全員非課税者
第 4 段階	47,700円	課税者あり (本人非課税)	· 合計所得金額 (※2) +課税年金収入額 (※3)が年間80万円以下
第 5 段階	53,000円 (基準額)		・上記以外の本人非課税者
第6段階	63,600円		・合計所得が120万円未満
第7段階	68,900円		・合計所得が120万円以上210万円未満
第8段階	79,500円		・合計所得が210万円以上320万円未満
第9段階	92,700円	本人課税	・合計所得が320万円以上500万円未満
第10段階	106,000円		・合計所得が500万円以上700万円未満
第11段階	116,600円		・合計所得が700万円以上1,000万円未満
第12段階	132,500円		・合計所得が1,000万円以上

- **※** 1
- 年額が同じ人でも、月別納付額が異なる場合があります。 合計所得より、「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除」と「公的年金などに係る雑所得」を引いた額です。 課税年金収入額とは、遺族・障害年金等の非課税年金以外の年金収入額です。 **%**2

第2号被保険者(40~64歳までの人

加入している医療保険(国民健康保険・健康保険組合など)ごとに保険料が決められており、医療保 険の保険料と合わせて納めます。

- ○職場の健康保険などの加入者…給料に応じて異なり、給料から天引きとなります。詳しくは加入 されている医療保険者にお問い合わせください。
- ○国民健康保険の加入者…保険料の額は40歳~64歳までの人の所得や世帯人数などによって決ま ります。詳しくは「国保だより」をご覧ください。



介護保険料の納め方

原則 特別徴収 (年金からの差し引きによる納付)

年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の人は、原則として年6回の受給年金から差し引かれます (※年度途中で特別徴収が開始となる人は除く)。

なお、4・6・8月の保険料は、原則その年の2月に年金から差し引かれた額と同額が差し引かれます。

- ※特別徴収から普通徴収への変更など、お支払い方法を選択することはできません。
 - ◎本来、特別徴収の対象となる人でも、次の場合は一時的に普通徴収になります。
 - ・65歳になった最初の年度
- ・年金が一時差し止めになったとき
- ・市外へ転出した、また市外から転入したとき
- このような場合は、特別徴収は翌年度から再開となります。

普通徴収(納付書または口座振替による納付)

- ●今年度中に65歳になった人
- ●今年度中に室蘭市に転入した人
- ●年金を受給していない人
- ●年金が年額18万円(月額1万5千円)未満の人
- ●老齢福祉年金を受給している人

上記に該当する人は、納付書または口座振替によって納めていただくことになります。

納期は6月末〜翌年3月末までの10期で納めていただきます。(年度途中で65歳になった人・転入した人は、その翌月から納期が始まります) 【納付書でのお支払い場所】

- ○金融機関、郵便局※
- ○コンビニエンスストア
- ○スマホ収納決済サービス(PayPayアプリ)
- ※一部お支払いできない場所もありますので、納付書の裏面を御確認ください。

おすすめ 保険料の納付には 口座振替が便利です。

- □手続き場所:ご希望の市内金融機関(備え付けの申込用紙があります)
- □持ち物:「介護保険料納入通知書または納付書」、 「預(貯)金通帳」、「印鑑(通帳の届出印)」 市外でお手続き希望の方は介護保険係までご連絡 ください。

特別徴収と普通徴収の両方で納める場合もあります

年度の途中で所得の増額修正申告などにより保険料が増額となった特別徴収の人は、保険料の増額分を納付書で納めていただく場合があります。

介護保険料を納めないと…

介護保険制度は、皆様の納める保険料により成り立っています。この保険料を納めないと、滞納した期間に応じて以下の措置がとられ、必要なときに十分なサービスを利用できない場合があります。納め忘れることのないようにしましょう。

なお、都合により納期までに納付ができない人は、納付の相談を受け付けることも出来ますので、介護保険係までご連絡ください。

未納期間	給付制限内容
1年以上 滞納すると	◎支払い方法が変更 介護保険サービス費用の全額(10割)を利用者がいったん自己負担し、申請により 後で保険給付分(7割、8割又は9割)が払い戻されます。(償還払いといいます)
1年6か月以上	◎保険給付の一部差し止め
滞納すると	1年以上滞納したときの措置に加え、償還払い申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなり、保険給付分(7割、8割又は9割)が滞納保険料に充てられます。
2年以上	○利用者負担の引き上げ
滞納すると	1年6か月以上滞納したときの措置に加え、利用者負担が1割又は2割の方は3割に引き上げられ、利用者負担が3割の方は4割に引き上げられます。また、高額介護(予防)・総合事業サービス費(10ページ参照)の支給が受けられなくなります。

介護保険料の減免制度

災害やその他特別な事情がある場合、申請により介護保険料が減免されます。

保険料の減免を受けることのできる条件		
①第1号被保険者または、主たる生計維持者が、天災・火災などにより財産について著しい 損害を受けたとき		
②主たる生計維持者が、病気・負傷・死亡により収入が著しく減少し、生活困窮となったとき	随時受付	
③主たる生計維持者が、倒産・失業などにより収入が著しく減少し、生活困窮となったとき		
④老齢福祉年金受給者または保険料段階が第3段階の方で、次のア〜ウの全てに該当する人 ア. 前年の世帯全員の収入合計が(老齢福祉年金額×世帯員数)以下である イ. 世帯全員の預貯金合計が、老齢福祉年金額以下である ウ. 世帯全員が、現在住んでいる家屋・土地のほかに資産がない		

- ※ ④について、年度途中で転入した人や65歳になった人は、資格取得日から90日以内に申請することができます。
 - ②、③、④については、生活困窮を確認するため、収入状況、預貯金調査を行います。

介護保険に係る税控除について お問い合わせ: 市税課市民税係 ☎25-2294

医療費控除

- 介護保険の通所リハビリテーションや訪問看護などの「医療系サービス」の利用者負担額が 医療費控除の対象になる場合があります。
- ●寝たきりの人のおむつ代は医療費控除の対象になる場合があります。 申告の1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。 要介護認定を受けている人で一定の基準を満たしていれば、2年目以降は高齢福祉課介護認定係(☎25-2861)で「証明書」(手数料:250円)を発行することができます。

障害者控除

● 65歳以上の要介護認定を受けている人で、一定の基準を満たしていれば、障害者手帳を持っていなくても障害者控除の対象になる場合があります。 高齢福祉課介護認定係(☎25-2861)へ認定証の申請をする必要があります。

お問い合わせ先

◆室蘭市役所高齢福祉課 住所:室蘭市幸町1-2(市役所本庁舎1階)

・介護認定、介護予防・生活支援サービス事業に関すること	☎ 25−2861	介護認定係
・緊急通報システム、家族介護用品助成などに関すること		
・介護保険料に関すること	☎ 25−3029	介護保険係
・その他介護保険に関すること	☎ 25−3027	
・養護老人ホーム、高齢者虐待など 高齢者福祉に関すること	☎ 25−2872	福祉総務係

介護保険・高齢者福祉に関する内容は、市のホームページでもご覧になれます。

http://www.city.muroran.lg.jp/main/kurashi/kaigo.html

室蘭市 介護 検索

